<診断基準>

確定診断されたものを対象とする。ただし、医薬品副作用被害救済制度において、ステロイド等の副作用による ものとされた症例を除く。

X線所見(股関節単純X線の正面像及び側面像で判断する。関節裂隙の狭小化がないこと、臼蓋には異常所見がないことを要する。)

- 1. 骨頭圧潰あるいはcrescent sign (骨頭軟骨下骨折線像)
- 2. 骨頭内の帯状硬化像の形成

検査所見

- 3. 骨シンチグラム: 骨頭の cold in hot 像
- 4. MRI: 骨頭内帯状低信号域(T1 強調画像でのいずれかの断面で、 骨髄組織の正常信号域を分界する像)
- 5. 骨生検標本での骨壊死像(連続した切片標本内に骨及び骨髄組織の壊死が存在し、 健常域との界面に線維性組織や添加骨形成などの修復反応を認める像)

診断:

上記項目のうち、2つ以上を満たせば確定診断とする。

除外診断:

腫瘍及び腫瘍類似疾患、骨端異形成症は診断基準を満たすことがあるが、除外を要する。なお、外傷(大腿骨頸部骨折、外傷性股関節脱臼)、大腿骨頭すべり症、骨盤部放射線照射、減圧症などに合併する大腿骨頭壊死、及び小児に発生するペルテス病は除外する。

<重症度分類>

TypeB、TypeCまたは、Stage2以上を対象とする。

特発性大腿骨頭壊死症の壊死域局在による病型分類

Type A: 壊死域が臼蓋荷重面の内側 1/3 未満にとどまるもの、または壊死域が非荷重部のみに存在するもの

Type B: 壊死域が臼蓋荷重面の内側 1/3 以上 2/3 未満の範囲に存在するもの

Type C: 壊死域が臼蓋荷重面の内側 2/3 以上におよぶもの

Type C-1: 壊死域の外側端が臼蓋縁内にあるもの Type C-2: 壊死域の外側端が臼蓋縁をこえるもの

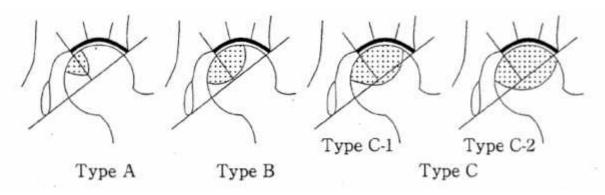
注 1) X 線/MRI の両方またはいずれかで判定する。

注 2) X 線は股関節正画像で判定する。

注 3) MRI は T1 強調像の冠状断骨頭中央撮像面で判定する。

注 4) 臼蓋荷重面の算定方法

臼蓋縁と涙痕下縁を結ぶ線の垂直2等分線が臼蓋と交差した点から外側を臼蓋荷重面とする。



特発性大腿骨頭壊死症の病期(Stage)分類

Stage 1: X 線像の特異的異常所見はないが、MRI、骨シンチグラム、または病理組織像で特異的異常所見がある時期

Stage 2: X線像で帯状硬化像があるが、骨頭の圧潰(collapse)がない時期

Stage 3: 骨頭の圧潰があるが、関節裂隙は保たれている時期(骨頭および臼蓋の軽度な骨棘形成 はあってもよい)

Stage 3A: 圧潰が 3mm 未満の時期

Stage 3B: 圧潰が 3mm 以上の時期

Stage 4: 明らかな関節症性変化が出現する時期

- 注:1 骨頭の正面と側面の2方向 X 線像で評価する(正面像では骨頭圧潰が明らかでなくても側面像で圧潰が明らかであれば側面像所見を採用して病期を判定すること)。
 - 2 側面像は股関節屈曲 90 度・外転 45 度・内外旋中間位で正面から撮影する(杉岡法)。

日本整形外科学会股関節機能判定基準を用いて、患側について「可」、「不可」を対象とする。

日本整形外科学会股関節機能判定基準(JOA Hip score)

疼痛(40点満点)

評価	右	左
股関節に関する愁訴が全く無い。	40	40
不定愁訴(違和感、疲労感)があるが痛みが無い。	35	35
歩行時痛みがない。ただし歩行開始時、長距離歩行後、疼痛を伴うことがある。	30	30
自発痛は無い。歩行時疼痛はあるが短時間の休息で消退する。	20	20
自発痛が時々ある。歩行時疼痛はあるが、休息により軽快する。	10	10
持続する自発痛、または夜間痛がある。	0	0

可動域(20点満点)

評価	右	左
屈曲	()度	()度
・関節角度を10度刻みとし、10度毎に1点。ただし120度以上は全て12点とする。	()点	()点
(屈曲拘縮のある場合にはこれを引き、可動域で評価する)。		
外転	()度	()度
・関節角度を10度刻みとし、0度以下を0点、1度以上 10 度未満を2点、10 度以上 20	()点	()点
度未満を4点、20 度以上 30 度未満を6点、30 度以上は8点とする。		

歩行能力(20点満点)

評価	右	左
長距離歩行、速足が可能、歩容は正常。	20	20
長距離歩行、速足が可能だが軽度の跛行を伴うことがある。	18	18
杖なしで 30 分または 2km の歩行が可能。跛行があるが、日常生活にはほとんど支障が無	15	15
い。		
杖なしで 10-15 分、または 500m の歩行が可能。跛行がある。それ以上の場合 1 本杖が必	10	10
要。		
屋内活動はできるが屋外活動は困難。2本杖を必要とする。	5	5
ほとんど歩行不能。	0	0

日常生活動作(20点満点)

評価	容易	困難	不可
腰掛け	4	2	0
立ち仕事(家事を含む)	4	2	0
(持続時間約30分。休憩を要する場合は困難とする。5分くらいしかできない場			
合は不可とする。)			
しゃがみ込み・立ち上がり(支持が必要な場合は困難とする。)	4	2	0

階段の昇り降り(手すりを要する場合は困難とする。)	4	2	0
車、バスなどの乗り降り	4	2	0

左右各100点満点

90点以上:優

80点以上90点未満:良

70点以上80点未満:可

70点未満:不可

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。